

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- 専門人材マッチング

取引先及び専門人材の紹介を積極的におこなっていき、サプライチェーン全体の専門人材の流通を促進させる。

- 健康経営に関する取組

従業員の離職率を下げるために、メンタル面の管理、会社へのエンゲージメント率の向上を図り、利益最大化を目指す。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

- 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- 手形などの支払条件

下請事業者に対して、できるだけ現金で支払います。手形で支払う場合でも、割引料などは下請事業者の負担とはしませんし、支払い期限は60日以内にするよう努力します。

- 知的財産・ノウハウ

私たちは知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行いますが、片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは要求しません。

- 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先が働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期の発注や急な仕様変更を行わないようにします。災害時などでは、下請事業者に対して取引上の一方的な負担を負わせず、また事業再開時などには、できるだけ取引関係の継続を配慮します。

3. その他（任意記載）

特にありません。

2023年6月12日

anantaya 合同会社

企 業 名

代表社員 丸山栄治

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。